神戸市社会的養育推進計画（案）に関する意見募集
（パブリックコメント）の結果について

神戸市社会的養育推進計画（案）に関し、「神戸市民の意見提出手続きに関する条例」に基づき、意見募集を実施した。

１．意見提出期間

令和２年２月６日(木)から令和２年３月６日(金)まで

２．資料の閲覧・配布場所

①こども家庭局家庭支援課
②市政情報室
③各区役所・支所・出張所
その他、広報紙 KOBE 及び神戸市ホームページにおいて案内

３．意見募集の結果

２通（10 件）…　次頁資料参照

【内訳】

・本市の対応方針	１件
・区の子ども家庭支援体制の構築等に向けた神戸市の取組み	１件
・各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	２件
・里親等への委託の推進に向けた取組み	４件
・施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み	１件
・一時保護委託児童の通学送迎費	１件

神戸市社会的養育推進計画（案）に関するご意見及び神戸市の考え方について

※ご意見の主旨を損なわない範囲で要約させていただいています。

	ご意見	神戸市の考え方
本市の対応方針		
1	「実親（保護者）の元への家庭復帰も含めた「家庭養育優先原則」と、「実親（保護者）を支援することを原則」と記載されていますが、どの組織が、どのように、家庭復帰や実親（保護者）の支援するのでしょうか。	家庭復帰のための実親（保護者）と児童への支援については、措置権者であるこども家庭センターが中心となります。措置先である施設や里親等と協力しながら、学校園や児童館、児童家庭支援センター等の地域の社会資源も活用して支援していきたいと考えています。 また、子育てに関する身近な相談窓口として、各区・支所の役割は今後ますます重要度が増すものと考えています。本市では、こども家庭センター及び各区・支所がそれぞれの役割に応じた家庭支援の取組みを進めてまいります。
区の子ども家庭支援体制の構築等に向けた神戸市の取組み		
2	「ショートステイは児童養護施設及び乳児院でしか対応していない。」と記載されていますが、ファミリーホームでも対応しており、ファミリーホームも記載して下さい。 また、「同事業の受け皿の拡大のため、里親の活用について検討を進める。」と書かれていますが、早期の実現を望みます。	ファミリーホームについても記載させていただきます。 ショートステイでの里親の活用に向けて、早期に検討していきます。

	ご意見	神戸市の考え方
各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み		
3	「潜在的に施設から里親への委託が可能と考えられる児童数」が、乳幼児 18 人、学童期以降は 36 人とありますが、実際に、施設から里親への措置変更は実現されるのでしょうか。 また、誰が責任を持って、何年以内に家庭養育へ移行させるでしょうか。	潜在的に施設から里親への委託が可能と考えられる児童数を算出して、平成 31 年４月１日時点の里親等委託率に反映させた数値を、「神戸市のあるべき里親等委託率」とし、５年後の実現を目標としています。 施設と情報交換を行いながら入所児童の日々の状況を観察するとともに、こども家庭センターが中心となって、当該児童と良好な関係が築ける里親について検討するとともに、里親等への委託を促進していきたいと考えています。 里親の受託率上昇についても、５年後に向けて目標を設定しており、登録里親の増加とともに、促進していきたいと考えています。
4	「施設には、これまでの事業運営から得た経験や専門的知識が豊富に蓄積されており」とありますが、児童養護施設の職員の離職率は高いというデータもあります。児童養護施設には、子どもの最善の利益に関する、どのような専門的知識が豊富に蓄積されているのでしょうか。 また、「代替養育の中心となるべき里親等への委託を推進していく」と記載されていますが、どのような内容なのでしょうか。	児童養護施設職員の離職率についてはご指摘の通りであるため、来年度から保育所における保育士と同様の一時金を支給する制度を創設することを検討しています。 児童養護施設等では、さまざまな課題を抱えた児童の支援を、多職種かつ複数の職員で、多面的なケアを行っており、そのスキルとノウハウが蓄積されています。また、施設職員として里親支援専門相談員の配置を進めており、里親の相談役として、児童養育の支援を行っています。 里親委託後についても、施設と協力しながら、里親への支援を行っていきたいと考えています。

<table>
<tr><th></th><th>ご意見</th><th>神戸市の考え方</th></tr>
<tr><td colspan="3">里親等への委託の推進に向けた取組み</td></tr>
<tr><td>5</td><td>「一時保護された児童や施設入所している児童のうち、こども家庭センターが里親に委託することが望ましいと判断した児童については、同センターが里親委託を進めている」と記載されていますが、こども家庭センターが里親に委託することが望ましいと判断する基準やマニュアルがあるのでしょうか。</td><td>児童の委託先については、こども家庭センターのケースワーカーが中心となって、児童のこれまでの経緯や性格等を把握するとともに、児童自身の希望も聞きながら検討しています。このため、一律なマニュアルや基準があるものではありません。
児童の最善の利益を第一とし、その児童に最も適した委託先を選択できるように努めていきます。</td></tr>
<tr><td>6</td><td>「特に未就学児童を中心に低年齢児の里親等への委託について、取組みを進める」と記載されていますが、どのような取組みにより、里親等への委託を進めるのでしょうか。</td><td rowspan="2">本計画の策定にあたり実施した施設入所児童等への意見聴取においても、「幼少期に里親へ行きたかった」との声もあり、低年齢児の里親等への委託について、積極的に検討していきます。
また、低年齢児をはじめとする里親等への委託促進のためには、こども家庭センター職員が里親等への理解を一層深める必要があり、里親等への委託を推進することも含めて研修を実施するのが有効な手段の一つであると考えています。具体的な内容については、今後検討していきます。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>「こども家庭センター職員が、里親に対する理解を深めるための研修を実施する。」と記載されていますが、誰が主催して、どのような研修内容で、1人の職員が何回その研修を受けるのでしょうか。 里親に対する理解も大事ですが、里親等への委託を推進する研修もぜひ実施して下さい。</td></tr>
</table>

	ご意見	神戸市の考え方
里親等への委託の推進に向けた取組み		
8	「ファミリーホームの推進」と記載されていますが、具体的に、ファミリーホームの新規開設数や委託児童数の計画は無いのでしょうか。	今回の計画にはファミリーホームに関する具体的な新規開設数や委託児童数の計画は記載していませんが、ファミリーホームは里親等委託促進のための重要な資源の一つであり、新規開設や委託促進に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えています。
施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み		
9	本計画には「家庭養育優先原則」、「子どもの最善の利益を実現していく」、「代替養育における『家庭と同様の養育環境』の原則」と記載されているにも関わらず、「10年後の児童数、施設 231 人。グループホーム 114 人。里親 202 人。」とも記載されており、この計画の考え方は、破綻していませんか。この矛盾を説明して下さい。	本市計画の方針は、代替養育が必要な児童について、施設と里親等、それぞれの特性・機能を最大限に活かし、個々の児童に合った養育環境を提供することです。 上記の方針を実現するため、国の策定要領に示されている項目ごとに、方向性を記載しています。 里親等への委託の推進と並行して施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進めます。 本計画に「計画策定の経緯」として記載しています、新しい社会的養育ビジョンにおいて示された「代替養育における家庭と同様の養育環境の原則」は、里親等委託率が低い本市において特に重視すべき原則ではありますが、10 年という期間で、里親等委託児童数が施設入所児童数を上回らないことにより、本計画に矛盾が生じるとは考えていません。 継続して社会的養育環境の整備に努めていきます。

	ご意見	神戸市の考え方
一時保護委託児童の通学送迎費		
10	一時保護中の児童の保育園や小学校への送迎について、ガソリン代、駐車場代などを実費で支給してもらいたいです。	一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費（ガソリン代、駐車場代含む）は支給対象となりますが、ここでいう幼稚園等は「幼稚園及び支援法第 19 条第１項第１号の認定を受けた児童（支援法第 11 条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を受けている児童に限る。）が利用する施設・事業所」であり、この中に保育園は含まれません。 しかしながら、委託児童を、一時保護委託となる前から通う保育園に引き続き通わせる等、事情がある場合につきましては、国と協議のうえ、支給を検討いたします。